

後期高齢者医療制度で 限度額や食事代を減額

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定制度をご存じですか——。同制度の加入者には1カ月当たりの医療費負担限度額が設定されていますが、その限度額や入院したときの食事代が引き下げられる認定証が交付される制度で、これまで老人保健制度で実施されていたものです。

認定証を医療機関の窓口で提示すると、医療費負担の限度額と食事代が下表のとおり引き下げられます。現在認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日までとなっております。8月以降も認定証が必要な方や、新たに認定証の発行を希望する方は申請が必要となりますので、役場住民生活課の窓口へお越しください。

◆対象 低所得者Ⅱ…世帯全員が町民税非課税となっている世帯の人 低所得者Ⅰ…低所得者Ⅱのうち各所得が0円（年金受給額が年額80万円以下）の人または老齢福祉年金を受給している人

◆持参する物 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

※過去1年間に91日以上入院した方は、その分の領収書も持参してください。

◆申請先・問い合わせ 役場住民生活課国民健康保険担当（☎82－3111内線124）へ。

◆医療費負担限度額と食事負担額

所得区分	外 来 (個人単位)	外 来 ＋ 入 院 (世帯単位で合算)	1食当たりの 標準負担額
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※同制度を利用しない場合、1カ月当たりの医療費負担限度額（外来）は1割負担の方で12,000円、3割負担の方で44,400円、（外来＋入院）では1割負担の方で44,400円、3割負担の方で80,100円（医療費の額により加算あり）、1食当たりの標準負担額が260円になります。

※低所得者Ⅱに該当する方で、過去1年間に91日以上入院した方は1食当たりの標準負担額が160円になります。

利用を希望する方は申請を

◆低所得者の軽減額

（単位：円）

軽減前の課税額		軽減後の課税額			
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	
医 療 給 付 費 分	均等割	19,800	5,940	9,900	15,840
	平等割	18,000	5,400	9,000	14,400
後期高齢者 支援金等分	均等割	6,000	1,800	3,000	4,800
	平等割	5,400	1,620	2,700	4,320
介 護 納 付 金 分	均等割	9,600	2,880	4,800	7,680
	平等割	6,000	1,800	3,000	4,800

ち65歳以上の人は所得割がかからず、均等割額が半額になります。また、その世帯で国保に加入している人が全員65歳以上で被用者保険の被扶養者だった場合は、さらに平等割額も半額となります。この減免措置は2年間受けることができます。

低所得者には軽減制度も

前年の所得額が一定基準以下である低所得者の世帯には、均等割額と平等割額を減額する制度があります。

▽対象

・7割軽減…所得が33万円以下の世帯

・5割軽減…所得が33万円＋

（世帯主を除く被保険者数）×24万5000円以下の世帯

・2割軽減…所得が33万円＋（世帯主を含む被保険者数）×35万円以下の世帯

▽軽減額 上表のとおり

※軽減、減額の対象となっている方に対しては、減額後の税額でお知らせします。

10月から年金天引き開始

10月から国保税の特別徴収（年金天引き）が始まります。対象は、次の①～③にすべて当てはまる世帯です。

①その世帯の国保加入者の全員が65歳以上75歳未満である

②世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

③世帯主が国保に加入している

ただし、介護保険料と国保税を合わせた額が年金の半分を超える場合は、国保税は特別徴収されず、納付書または口座振替での納付となります。

これまで、国保税は納付書または口座振替で毎年7月から2月までの8期に分けて納めていただいておりましたが、対象となる方は10月から納付方法が特別徴収に変わり、年金の支給に合わせて2カ月に1度年金から天引きされることになります。なお、7月から9月分まではこれまでどおり納付書または口座振替での納付となります。

◇ 国保税は、そのすべてが医療費に充てられる「目的税」という特別な税金です。この税金は国保の財源となり、国保加入者の医療に役立っています。医療を社会全体で支え合い、誰もが安心して医療を受けられるよう、国保税は納期限までにきちんと納めましょう。

◆問い合わせ 役場税務会計課 町民税担当（☎82－3111内線112）へどうぞ。

国保税の税率が改正に

算定基準に後期高齢者 支援金等分が加わります

平成20年度から国民健康保険税に後期高齢者支援金等分が加わり、医療給付費分の資産割が廃止されるほか、介護納付金分の税率も変わります。平成18年以来2年ぶりの改正となり、10月からは特別徴収（年金からの天引き）も始まります。ここでは、国保税の改正内容についてご紹介します。

◆国民健康保険税の税率改正内容

（赤字は減、青字は増）

区 分		医療給付費分		後期高齢者支援金等分（新設）	介護納付金分※	
		現 行	改正後		現 行	改正後
所得割	所得に応じて課税	8.5%	6.4%	2.0%	2.0%	2.3%
資産割	固定資産税額に応じて課税	40.0%	な し	な し	な し	変更なし
均等割	加入者1人当たり	24,000円	19,800円	6,000円	11,000円	9,600円
平等割	1世帯当たり	27,000円	18,000円	5,400円	な し	6,000円
課税の最高限度額		560,000円	470,000円	120,000円	90,000円	変更なし

※国保税に含まれる介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象です。

◆一世帯当たりの平均課税額

区 分	現 行	改正後	増減額	増減率
医療給付費分	151,583円	106,321円	－45,262円	－29.86%
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	－	32,066円	＋32,066円	－
合 計	151,583円	138,387円	－13,196円	－8.71%
介護納付金分	29,918円	35,027円	＋5,109円	＋17.08%

今回の改正により、算定基準に後期高齢者支援金等分が加わりましたが、医療給付費分では所得割や均等割などすべての項目を減額し、資産割を廃止しました。このことにより、一世帯当たり

軽減措置で負担を緩和

後期高齢者医療制度が始まることに合わせ、皆さんの負担が急激に増えないよう国保税が軽減、減額される制度があります。制度移行に伴う減額措置

国保から今年後期高齢者医療制度に移行した方がいることで、その世帯の国保加入者が1人になった場合、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の平等割額が半額になります。この減額措置は、最長で5年間受けることができます。

共済組合や船員保険など被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行した場合、その人の被扶養者は国保に加入することになりますが、このう

平成20年度分から、国民健康保険税額を計算する場合に、後期高齢者支援金等分が加わることになりました。これまで、国保税額は医療給付費分と介護納

